平成２４年（フ）第５８２号
神奈川県小田原市西酒匂１－８－27　サンハイツ小田原906、住民票上の住所神奈川県小田原市西酒匂１丁目５番２号
破産者　勝俣　工三
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４４０号
神奈川県小田原市高田636番地の１　ハイツ駒形102
破産者　穂坂　甲二
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４６５号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領380　コーポルミエール203、住民票上の住所相模原市中央区上溝６丁目16番３号
破産者　津山　典章
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２３０号
静岡市清水区渋川２丁目４－14　セジュール渋川Ａ101号、住民票上の住所静岡市清水区袖師町62番地
破産者　高塚　雅裕
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５１号
静岡市駿河区小鹿1604番地の10　第８ハイツ小鹿101号、旧住所静岡市駿河区西脇437番地の１
破産者　久保田　厚
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３５号
名古屋市北区志賀町３丁目18番地の94
破産者　小椋　利彦
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４６号
愛知県春日井市上条町６丁目11番地　プリムローズＢ103号室、住民票上の住所愛知県春日井市上条町６丁目2421番地６
破産者　山本　　較
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１１６号
愛知県半田市南大矢知町２丁目14番地の５、従前の住所愛知県半田市宮本町２丁目138番地の１
破産者　安田組こと安田哲男こと　趙　　哲雄
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９０号
愛知県愛知郡東郷町兵庫１丁目１番地11　クレール弐番館203号、従前の住所愛知県愛知郡東郷町大字和合字南蚊谷25番地５　グローリアス和合東506号
破産者　鵜飼　淳一
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６５号
愛知県春日井市中野町２丁目16番地７　エトワール亜里砂２－Ｂ号
破産者　長谷川多美恵
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０４号
京都市左京区山端森本町５番地　エスリード修学院202
破産者　フレッシュだるまやこと　喜多　克茂
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５０５号
京都市左京区山端森本町５番地　エスリード修学院202
破産者　喜多フキ子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５９号
京都市山科区大宅早稲ノ内町78番地
破産者　野本外喜夫
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１０号
京都市伏見区深草新門丈町17番地１　ファミールハイツ京都伏見ステージ１－805号、前住所京都市伏見区深草関屋敷町28番地の２ルネ墨染２番館411号
破産者　髙田ひとみ
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３２号
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地32棟509号
破産者　小島　文子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１７号
広島市南区段原南１丁目13番20－103号
破産者　岡本　友幸
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１４号
広島市安芸区矢野西１丁目19番５－102号
破産者　三村　正和
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５２号
広島市東区温品４丁目13番14－14号
破産者　西村　健二
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部